

令和6年度第2回 物価高騰対策給付金支給のご案内



支給対象世帯

令和6年12月13日現在、練馬区に住民登録をしており、次の①②③のいずれかに当てはまる世帯

- ① 令和6年度分の住民税（均等割）が非課税である世帯
- ② 住民税課税世帯のうち、練馬区から令和6年11月（9～10月分）支給分の児童扶養手当を受給した世帯
- ③ ①②以外の世帯のうち、令和6年1月以降予期せず家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯

▶ 1世帯あたり **3万円**

①②③の世帯のうち、18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）がいる世帯

▶ 児童1人あたり **2万円**

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯を除く。
※①②③の重複受給はできません。

お手続き

区からご案内を送付します

内容をご確認の上、必要に応じてお手続きをお願いします。

支給時期

【申請・手続きのある方】
※申請期限は令和7年4月30日（消印有効）です。

練馬区ホームページ



対象・条件により時期が違います

詳しくは、練馬区ホームページをご確認ください。

お問合せ

練馬区物価高騰対策給付金コールセンター 0120-186-906

受付時間 平日9:00～17:00